

市谷議員 再要望項目一覧

令和2年度6月補正分

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>1. 新型コロナウイルス対策 (1) 医療・介護について</p> <p>●感染者を受け入れた医療機関に受入れ給付金（10万円～50万円）や、医療従事者に危険手当（4千円／人・日）を出すとのことは評価できる。同時に、感染疑いの段階での発熱外来やPCR検体採取も同様に負担と危険が伴うものであり、人件費や危険手当を支給すること。（県が職員を派遣することを検討しているが、人材が確保できない場合もある。）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者への支援については、国の二次補正予算により創設される制度を踏まえながら、今後検討していく。</p> <p>なお、ドライブスルー方式による検体採取については、派遣医師を県の非常勤職員として任用している。</p> <p>【6月補正】医療環境整備等事業（医療従事者等支援・医療体制充実等） 5,350,000千円</p>
<p>●感染者を受け入れるための国の空床補償は、ICUは97,000円／日、人工呼吸器を使用して重症患者を受け入れる場合は41,000円／日と引き上げられたが、その他の病床は16,000円余りにとどまっている。少なくともベッドを維持するためには3万円～5万円が必要である。報酬相当額の空床補償をすること。</p>	<p>国の二次補正において、新型コロナウイルス感染症患者専用の病棟を設定した医療機関については、一般患者用の病床を含め、空床確保料を増額することを検討しており、県も国の制度に合わせて補助を行うことを検討する。</p> <p>【6月補正】医療環境整備等事業（医療従事者等支援・医療体制充実等） 5,350,000千円</p>
<p>●病院の収入減少に対し、国が4月分は「診療報酬の概算前払い」を認めたが、7月の支払い時に減額調整されるとのこと。減額しないよう求めること。</p>	<p>診療報酬の概算前払い制度は、金融機関等からの融資が実行されるまでの医療機関の資金繰りを支援するための措置であり、概算前払いされた診療報酬については、実際の診療実績に基づいて適切に調整されるべきものである上に、減額調整の猶予措置も認められていることから、国に対して減額調整しないことを求める予定はない。</p>
<p>●歯科は、コロナ感染者を直接治療することはないが、無自覚の罹患している方が治療に訪れ、口腔治療であるため、感染拡大の危険性が高い。歯科でのエアロゾル対策として口腔外バキューム、感染疑似患者の救急対応の際の隔離・動線分離の設備、PCR検査や陰圧室整備への支援を検討すること。また受診控えで収入減少になっているが、実際には50%以上の売り上げ減少が求められる国の持続化給付金は対象になっておらず、県独自の支援制度を創設すること。</p> <p>患者減少で歯科技工所が受注減少で廃業・休業に追い込まれかねないため、調査と対応を検討すること。</p>	<p>国の二次補正において、歯科に対しても、新型コロナウイルス感染症疑いの患者とその他の患者が混在しないよう動線確保などを行う取組に補助を行うこととしており、国制度を踏まえながら、今後検討していく。</p> <p>なお、歯科や歯科技工所の収入減少に対する支援は現時点では考えていない。</p> <p>【6月補正】医療環境整備等事業（医療従事者等支援・医療体制充実等） 5,350,000千円</p>
<p>●PCR検査等の恒久的な検査体制の強化が必要であり、衛生研究所、保健所などの検査技師の定数を増やすこと。（県庁内の有資格者は、平成23年11名から平成29年7名に、令和2年2名になっている。）</p>	<p>PCR検査は検査技術を有した衛生技師等が行うものであり、本県では十分な検査体制を構築している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>●県は、感染拡大期には322床の入院病棟を確保する(確保が必要)としているが、増床しなければ、他の疾病患者が入院するベッド数が減るということである。新型コロナ対応のため、他の疾病患者の治療ができなくなることがないように、感染拡大期に備えて増床すること。また地域医療構想や医師計画は見直し、新型コロナ対策を盛り込んだ増床・増員計画を立てること。</p>	<p>将来的な医師数や病床数等の医療提供体制については、地域の実情に加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も踏まえた検討が必要であることから、今後も引き続き地域医療構想調整会議等において、適切に検討を行っていく。</p>
<p>●医療系学生の実習や国家試験の見通しが立つよう、関係機関にはたらきかけること。</p>	<p>国(文科省及び厚労省)の通知において、新型コロナウイルス感染症の影響で実習施設の確保が困難である場合は、年度をまたいだ実習や実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより必要な知識及び技術を修得することとして差し支えないとしている。</p> <p>また、受験資格についても、実習中止、休校等で例年より授業の実施時間が短縮された場合であっても、必要な単位もしくは時間を履修し修了した者については、従来どおり、国家試験の受験資格が認められるとしている。</p> <p>県は当該通知を県内の養成校に周知しており、各養成校において、当該通知に基づき適切に対応しているところである。</p>
<p>●濃厚接触が避けがたい介護事業所の収入減少に対する補填や危険手当を国に求め、県も独自支援を検討すること。</p>	<p>介護事業者への収益減少に対する支援については、国の持続化給付金制度のほか、4月臨時補正で無利子期間等を拡充した県独自の制度融資等を設けた。</p> <p>また、感染防止対策や代替サービス提供に取り組む施設に対する報酬加算等の財政支援の充実について、全国知事会を通じて国に要望している。</p> <p>なお、県が独自支援制度を設けることは考えていない。</p>
<p>(2) 事業所・雇用支援</p> <p>●新しい生活様式では今後も一定の行動自粛が求められ、事業所はお客を減らして対応せざるを得ず、一定の収入の減少の期間が続くことが予想される。しばらくの間、収入補填が必要であり、第2弾、第3弾の対策が求められている。国の持続化給付金や新設される家賃補助制度は、50%以上の収入減少が条件となっており、対象外の事業所も多い。このたび県が、30%以上売り上げ減少の事業所に10万円を支援する制度を提案しており評価する。同時に、支援額を引き上げ、30%未満の売上減少の事業所も対象とし、売上減少の証明は簡易な書類で可能とし、即効性のある制度とすること。</p>	<p>新型コロナウイルス克服再スタート応援金については、家賃等固定的経費を含め事業全般に広く使える自由度の高い応援金としていることに加え、国の持続化給付金(50%以上の収入減少が交付要件)よりも要件緩和(30%以上の収入減少)をするなど、経営環境悪化に直面している事業者を幅広く支援していくこととしている。また、申請書類の簡素化などにより、早期給付に努めていく。</p> <p>なお、支援額の引き上げ及び収入減少要件の緩和については、考えていない。</p> <p>【6月補正】新型コロナウイルス克服再スタート事業 300,000千円(別途、調整費300,000千円)</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>●収入減少が激しい県内の旅館は、土地・建物は自己所有であるため、家賃補助支援の対象にならない。固定資産税や上下水道を減免し、市町村に減収分を補填すること。旅館の建物ローンも家賃補助と同様の考えで、ローンの猶予だけでなく、直接補填をすること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策の税制改正において、減収となっている中小事業者の事業継続を支援するため、令和3年度の固定資産税の軽減措置が導入され、減収分に対しては全額国費で補てんされることとなっている。</p> <p>市町村が上下水道事業の料金を減免する場合、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を充当することができることから、県が補填することは考えていない。</p> <p>また、国の二次補正で位置づけられている家賃支援給付金については、テナント事業者が負う地代・家賃の負担を軽減することを目的とした支援制度として検討されており、建物ローン負担の直接補填を行うことは予定されていない。</p> <p>本県としては、このたび融資枠を拡充する県制度融資（400億円→800億円）により対応することとしている。</p> <p>【6月補正】企業自立サポート事業（制度金融費） 461,936千円 【6月補正】信用保証料負担軽減補助金 75,776千円</p>
<p>●暖冬と行動自粛で、ガソリンスタンドの収入が激減し、経営が危ぶまれている。とりわけ中山間地域のガソリンスタンドが廃止されると、住民生活に重大な影響を与えるため、ガソリンスタンドの経営が維持できるよう支援すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響長期化に伴い、事業活動に与える影響は多くの業種に及んでいることから、全国知事会を通じて、地域経済対策の強化を国に強く求めている。また、県においても、「県制度融資（新型コロナウイルス向け資金）」の融資枠増加を行うなど独自の支援施策を拡充するとともに、5月28日には「コロナに打ち克つ！経済対策ワンストップ相談窓口」を開設したところであり、持続化給付金や雇用調整金など事業者ニーズが高い国支援施策についても円滑な活用が図られるよう、取り組みを進めていく。</p>
<p>●国の第2次補正で、雇用調整助成金の支援額が、上限8,330円／日から15,000円／日となる見通しである。学校休校時の個人事業主の支援額も同様に、国・県支援額を倍加させること。また「審査してから給付」ではなく、「給付してから審査」とし、早期支給となるよう求めること。</p>	<p>国が行っている小学校等の臨時休業により委託を受けて行う事業の休業を余儀なくされたフリーランスに対する支援制度については、支援額を上限4,100円／日から7,500円／日に引き上げることとされている。</p> <p>国制度を補完する形で、学校臨時休業による休業を余儀なくされた個人事業主を支援する「鳥取県新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応補助金」についても、国と同様に、支援額を上限4,100円／日から7,500円／日に引き上げることとし、速やかな事業執行に当たることとしている。</p> <p>なお、国においては、雇用調整助成金の早期の支給に向け、オンライン申請化や書類の簡素化が図られているところである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>●失業や解雇の実態をつかみ、雇用支援をすること。</p>	<p>失業や解雇の実態については、鳥取労働局、県立ハローワーク等から随時情報を収集しており、状況を勘案しながら雇用支援策を検討している。</p> <p>県では、県立ハローワークにおいて、休業中の従業員、学生、離職者等、新型コロナウイルスの影響を受けた方の特別相談窓口（「ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口」）を5月21日に設置し、求人が堅調な事業者からの求人開拓を進め、スピード重視のマッチング支援を行っているところである。</p> <p>更に上記特別相談窓口と連携して、民間企業へ助成することにより、現在求職中の方に対する次の雇用までの一時的な雇用・就業機会を創出していく制度を創設するとともに、一事業所当たり5人以上29人以下の離職者が発生した場合に、離職者を正規雇用した企業に支援金を支給する制度を創設する。</p> <p>【6月補正】緊急雇用対策ささえあいマッチング促進事業 100,000千円 新型コロナウイルスに伴う雇用安定支援事業 30,000千円</p>
<p>●「食のみやこ鳥取県応援事業」（10万円）は、大変喜ばれている事業であるが、固定費などには使えないとの誤解もある。事業継続のために多様に活用できることがわかるように広報すること。</p>	<p>対象経費に固定費を明記した内容で、5月29日に補助金交付要綱を改正するとともに県のホームページを更新し、飲食店等にはダイレクトメールによって周知を進めている。</p> <p>併せて、市町村や商工団体等関係機関に周知を依頼し、地域情報誌等にも広告を掲載することにしている。</p>
<p>●県の意向で営業自粛した県の指定管理施設は、多くが8割から9割、最大で96.2%収入減少している。県からの指定管理料は既に確定している定額であるため、指定管理事業者に減収補填すること。また指定管理施設と契約している業者の減収補填も検討すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染防止対策による指定管理施設の利用料金等の減収などによる影響に対しては、今後の状況を見極めながら対応を検討したい。</p> <p>なお、指定管理事業者からの要望があれば、指定管理料の前倒しの支払い等により、資金繰りに影響が生じないよう配慮を行っている。</p>
<p>●障がい者就労支援事業所は、県障がい者就労事業振興センターの調べでも、回答のあった事業所の8割が売り上げ減少し、その原因も、企業からの受注減少が6割、自治体などのイベント中止に伴うものが5割、中には学校給食のキャンセルによるものもあり、行政に原因があるものも少なくない。障がい者の生活を支え、工賃アップに貢献するため、倉吉市が2万円、八頭町が3万円の工賃助成を行おうとしている。県は、持続化給付金を使えると言うのが大きな事業所では全く足りない。また給付費が工賃にも回せると言うが、職員人件費を削ることになり、事業所の維持が難しくなる。6月補正で支援策も提案されているが、1事業所に50万円や10万円と、工賃補填するには余りに額が少なすぎる。県がしっかりと報酬や工賃に対し緊急的な支援をすること。また県から事業所への仕事の発注件数も額も減少してきている。目標を決めて増加させること。</p>	<p>国においては、訓練等給付費の工賃への充当を例外的に認めており、柔軟な対応が図られているところである。県としても、働く場の環境整備や利用者の工賃の確保に取り組む事業所への支援について、6月補正による対応を検討している。今後の継続的な工賃確保のため事業所に支援する趣旨であり、受注減少に伴う工賃減少を全額補填する予定はない。</p> <p>また、毎年度、障がい者福祉施設への発注目標額を定め、発注に取り組んでいるところであり、引き続き、発注拡大に努めていく。</p> <p>【6月補正】障がい者等日常生活支援事業 145,100千円</p>
<p>●景気回復に向けて、消費税減税を国に求めること。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心して、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増徴する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題であり、消費税率引下げを求めることは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(3) 学生支援・教育</p> <p>●学生が、アルバイト収入が減り、学生生活が続けづらくなっている。国が、学生支援緊急給付金事業を創設し、授業料減免や給付奨学金を支給する就学支援新制度の対象拡大をはかるとしているが、前期は授業もままならない状態であったため、全学生を支援対象とするよう国に求め、公立環境大学では全学生が支援対象となるようにすること。</p>	<p>国の学生支援緊急給付金は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるアルバイト収入の減少などにより学生生活の継続に支障をきたす学生等を対象に、緊急で現金給付の支援を行うものであり、全学生を支給対象とするよう国に求めることは考えていない。支援が必要な学生に対して公立鳥取環境大学が行う独自の授業料減免等の学生支援の取組に対する支援について、6月補正により対応を検討している。</p> <p>【6月補正】公立大学法人公立鳥取環境大学運営費交付金等事業 12,340千円</p>
<p>●暑い夏が来るが、コロナ対策で窓を開放すれば室温が上がってしまう。熱中症予防のため、教室を適温にできるよう、学校のエアコンの電気代を支援すること。</p>	<p>エアコンの電気代への支援については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用が可能となっているため、市町村立学校については各自自治体において必要に応じて対応いただきたい。</p> <p>私立中学校・高等学校における感染症予防対策や教育活動を円滑に行うための経費に対する支援について、6月補正による対応を検討している。</p> <p>【6月補正】私立学校教育振興補助金 30,610千円</p>
<p>●休校や分散登校で、できなかった授業があるが、夏休みをたくさんつぶしてしまうのではなく、教育内容を精査し、詰込みにならないようにすること。</p>	<p>県立学校において授業の遅れがある場合には、学校の判断で夏季休業を縮小して授業時間を確保したり、補習等を実施する場合もあるが、現段階では、一部の高校で教科によっては、1週間程度の遅れが生じている程度であり、深刻な遅れは生じていない。</p> <p>市町村立学校については、各学校において学びの保障のため行事の精選や教育課程の編成の工夫等を行っているところである。臨時休業期間が実質4日間と他県に比べて大幅に少なく、授業の遅れは限定的だと考えるが、引き続き、児童生徒及び教職員の負担が過重とならないよう市町村教育委員会と連携を図りながら、教育活動を推進していく。</p> <p>私立中学校・高等学校に対しては、県立学校の取組方針等について情報提供を行い、取組の参考にしていただく。</p>
<p>(4) 個人支援</p> <p>●子どもへの1万円の給付金の対象外となっている高校生に県が独自支援すること。</p>	<p>子育て世帯への臨時特別給付金については、令和2年4月分の児童手当に係る児童及び同年3月分の児童手当に係る児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと等により、令和2年4月1日時点において支給対象とならなくなった児童に限る。）を対象児童としている。</p> <p>このことは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、児童手当の趣旨も踏まえ、政府において措置されたものと考えられることから、本県において独自に支援を行うことは考えていない。</p>
<p>●ひとり親家庭では、自営業での収入減少や、勤務先の休業、子どもの休校による勤務日数の減少などで、給与収入が減少しているとの相談が県・市町村に入ってきている。国が児童扶養手当受給世帯には、1世帯5万円（第2子以降3万円）加算をすることでしているが、児童扶養手当支給者と同等の水準まで収入減少していないひとり親世帯は対象外である。国支援対象外の世帯に対し、県独自に支援制度を創設すること。</p>	<p>児童扶養手当受給水準まで収入が減少していないものの収入が減少しているひとり親世帯については、休業により賃金の支払いを受けられなかった労働者を対象とした「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（仮称）」の創設も国において検討されているところであり、県独自での支援制度の創設は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>●マスクや換気を必要とする生活となるため、これまで以上に熱中症対策が必要である。境港市のように、国の支援対象外の生活保護世帯など低所得世帯へのエアコン設置助成制度を創設すること。</p>	<p>国の生活保護基準において、熱中症予防が特に必要とされる高齢者世帯等へのエアコン設置が認められている。 また、個別世帯への助成については、まずは、住民の生活状況を把握する市町村において検討されるべきものである。 県としては、従来より被保護者等に対して夏季見舞金を給付しており、助成制度の創設は考えていない。</p>
<p>(5) その他 ●今後台風被害が想定され、避難所での「密」を防ぐため、避難所を分散できるよう、旅館なども避難所として活用できるようにすること。</p>	<p>市町村が自然災害に備え開設する避難所については「密」を避けるため、県から市町村に対し、国の通知等を示しながら、複数の避難先を確保するよう検討を促しているところである。これを受けて、一部の市町村では、ホテルや旅館を避難所として利用する調整を始めたところもあり、必要に応じて他の市町村にも情報提供等行っていきたい。</p>
<p>2. 障がい者雇用について ●県立特別支援学校で障がい者雇用(会計年度任用職員)しているが、支援に当たる「就業生活支援員」が心無い言葉をつかい、障がい当事者が不眠になる事例が出ている。「就業生活支援員」は事前研修を義務付け、複数で支援にあたるようにすること。また障がい当事者が苦情を訴えるヘルプラインのしくみを確立し、当事者にもわかるように伝えること。</p>	<p>例年、県内全ての業務支援員に対する研修を5月に実施しているが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で延期している。このため、新規配置の業務支援員に対して、障害者就業・生活支援センターの協力を得て、個別に指導状況等を確認することとしているが、今後は、障害者就業・生活支援センターと連携して、早期に効果的な研修が実施できるよう検討する。 また、現在、障がいのある職員2人につき1人の業務支援員を配置しているが、支援を業務支援員だけに任せることなく、学校の中で組織的に支援できる体制づくりに努める。障がいのある職員の相談窓口については、教育委員会事務局に設置しているので、あらためて当事者を含め関係者に周知を図る。</p>
<p>3. 淀江産廃処分場について地下水調査について ●測量・設計の進捗状況について、県民に報告すること。また地下水調査の結果によっては、建設そのものが中止となる可能性もある。建設に向けた動きをストップさせること。</p>	<p>測量・設計業務については、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが事業主体であることから、測量・設計の進捗状況の報告に係るご意見についてはセンターに伝え、県としても進捗状況を県議会等へ報告する。 また、センターでは、県の地下水等調査の進捗状況を勘案しながら申請時期の検討等を行うことを1月24日に開催した臨時理事会で方針決定し、許可申請後に行う作業に係る予算は見送ることとされた。</p>
<p>●第2回地下水調査会が行われ、調査内容や方法について確認されたところである。この度は、新型コロナ対応でオンライン会議であり、傍聴人数を制限する必要はなかった。今後もオンライン会議をするのであれば、ネット配信し、だれもが見られるようにすること。また第2回調査会の様子は録画をネット配信すること。調査内容や方法について県民や地元の住民の意見を聞くこと。また調査に入る前に、調査個所については調査会委員が現地確認し、そこには現地に詳しい元米子市水道局顧問の同席や意見を求めること。</p>	<p>調査会委員のお考えは、ネット配信は一部の議論を都合よく切り取って使われる可能性があり、万が一そうした事態が生じた場合には委員の自由な発言や調査会の適正運営に支障を来すおそれがあるということであり、実施しない。なお、会議の資料や調査計画(概要版)は既にホームページで公開している。 調査は学術的に進めるものであり、調査内容や方法について住民の意見を聴くことは考えていない。 現地確認は、第1回会議前に行っていることから、今のところ調査前の現地確認は予定していない。 元米子市水道局顧問の意見概要は第1回会議で委員へ提示しており、委員から求めがあれば対応することとなる。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>4. 島根原発について</p> <p>● 協力会社に委託していた島根原発内の放射線管理区域内の巡視業務は、当初の虚偽報告だけでなく、2002年以降32日間巡視未実施であることが判明し、5月13日原子力規制委員会も保安規定違反とした。中国電力の安全に対する意識、管理・監督責任が問われる。中国電力は原発事業から撤退するよう求めること。協力会社との契約を破棄し、協力会社を監督できないのであれば直営で行うこと。この度の経緯について、中国電力は、住民や県議会に直接説明をすること。</p>	<p>安全と信頼関係が不可欠である原子力発電所の運用を根本から揺るがすもので、県としても誠に遺憾であり、県は米子市、境港市と連名で、中国電力に対し原因究明と再発防止対策等を文書で強く要望するとともに、安全協定に基づき現地確認を行ったところである。</p> <p>(要望のポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者機関による全容解明と徹底した原因究明を行い、協力会社を含めた全社挙げて実効的な再発防止策に取り組むこと ・ 対応状況について積極的に情報公開し県民に対し分かりやすく説明すること ・ 原因究明、再発防止策の実施状況等について適宜報告すること <p>中国電力は、原子力を扱う企業として、自ら信頼回復のため最大限対応することが必要であり、県としても対応を見極めていく。</p>